感発 0331 第 19 号 令和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長

> 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 (公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、同要領の一部について、下記により、別紙1のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する 技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の概要

- 1 予防接種法第2条第3項第3号の政令で定める疾病として、帯状疱疹を位置付ける ことに伴う所要の改正を行うもの。
- 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の対象者について、特例的に経過 措置を設けることに伴う所要の改正を行うもの。
- 3 「風しんの追加的対策」が令和7年3月31日をもって終了することを踏まえ、風しんの第5期の定期接種にかかる記載を削除するもの。

なお、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条第2項及び予防接種法施 行規則(昭和33年厚生省令第27号)第2条の8第4号に基づき風しんの第5期の定 期接種を実施する際は、改正前の同要領を参考とし、従前のとおり実施すること。予診 票についても、旧様式第九を用いることとして差し支えない。

4 その他、所要の改正を行うもの。

第2 適用期日

令和7年4月1日

定期接種実施要領(抄) 新旧対照表

改正後 現行

第1 総論

1・2 (略)

3 予防接種実施状況の把握

(1)~(3) (略)

(削る)

4~6 (略)

7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、 次に掲げる事項に留意すること。

ア (略)

イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種 については、積極的勧奨の差控えにより接種 機会を逃した方に対して、公平な接種機会を 確保する観点から、令和6年度まで時限的に、 従来の定期接種の対象年齢を超えて接種(以 下「キャッチアップ接種」という。) を実施 していたところ、令和7年度についてもキャ ッチアップ接種に係る経過措置を設けること としている。経過措置については、第2. 各 論 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定 期接種の(3)及び「厚生科学審議会予防接 種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会に <u>おけるHPVワクチンのキャッチアップ接種</u> に関する議論について」(令和6年11月29 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対 <u>策部予防接種課事務連絡)を参考に</u>すること。

ウ・エ (略)

(2) (3) (略)

第1 総論

1・2 (略)

3 予防接種実施状況の把握

(1)~(3)(略)

(4) 風しんの第5期の定期接種の対象者への接 種勧奨

風しんの第5期の定期接種の対象者について、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者のうち未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について周知した上で、本人への個別通知等を活用して、接種勧奨を行うこと。

4~6 (略)

7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、 次に掲げる事項に留意すること。

ア (略)

イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種(以下「キャッチアップ接種」という。)を実施するため、「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」(令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知)を参考に計画を策定すること。

ウ・エ (略)

(2) • (3) (略)

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書 類の提示を求める等の方法により、接種の対象者 であることを慎重に確認すること。

なお、接種回数を決定するに当たっては、次の ことに留意すること。

(1) • (2) (略)

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となってい る定期接種(ジフテリア、百日せき、破傷風、 急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結 核、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は 水痘)については様式第二予防接種予診票(乳 幼児・小学生対象)を、ヒトパピローマウイル ス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に 保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が 満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパ ピローマウイルス感染症予防接種予診票(保護 者が同伴する場合、受ける人が満 16 歳以上の 場合)を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保 護者が同伴しない場合については様式第四ヒ トパピローマウイルス感染症予防接種予診票 (保護者が同伴しない場合)を、インフルエン ザの定期接種については様式第五インフルエ ンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染 症の定期接種については様式第六高齢者用肺 炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B型肝炎の 定期接種については、様式第八B型肝炎予防接 種予診票を、ロタウイルス感染症の定期接種に ついては様式第九ロタウイルス感染症予防接

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書 類の提示を求める等の方法により、接種の対象者 であることを慎重に確認すること。

風しんの第5期の定期接種の実施に当たっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は定期接種の対象外となるため、対象者に抗体検査の結果の提示を求める等の方法により、接種の対象者を確認すること。

(注) 風しんの第5期の定期接種の対象となる 抗体価の基準は、別表1に掲げるとおりである。

なお、接種回数を決定するに当たっては、次の ことに留意すること。

(1) • (2) (略)

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となってい る定期接種(ジフテリア、百日せき、破傷風、 急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結 核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症又は 水痘) については様式第二予防接種予診票(乳 幼児・小学生対象)を、ヒトパピローマウイル ス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に 保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が 満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパ ピローマウイルス感染症予防接種予診票(保護 者が同伴する場合、受ける人が満 16 歳以上の 場合)を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保 護者が同伴しない場合については様式第四ヒ トパピローマウイルス感染症予防接種予診票 (保護者が同伴しない場合)を、インフルエン ザの定期接種については様式第五インフルエ ンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染 症の定期接種については様式第六高齢者用肺 炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B型肝炎の 定期接種については、様式第八B型肝炎予防接 種予診票を、風しんの第5期の定期接種につい ては、様式第九風しんの第5期の予防接種予診 種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式<u>第十</u>新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を、<u>帯状疱疹の定期接種については様式第十一帯状疱疹予防接種予診票を、</u>それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、満 16 歳以上であって未成年である者 に対するヒトパピローマウイルス感染症の定 期接種(経過措置による接種を含む。)及び日 本脳炎の定期接種については、各市町村の判断 で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意 向を確認することは差し支えない。この場合で あっても、満 16 歳以上の者は保護者の同意は 必要無く、予防接種を受けるかどうかについて 満 16 歳以上の者が自ら判断できることから、 保護者の意向により判断することなく、本人の 同意の有無によって接種の実施を判断するよ う留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄 に保護者の自署が記載されていた場合であっ ても、本人が接種を受けることを同意している ことについて明示的に確認できる場合には、自 署欄の修正は不要である。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

- (2)作成した予診票については、インフルエンザの定期接種、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び帯状疱疹の定期接種を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。
- (3) (略)
- 10・11 (略)
- 12 接種時の注意
- (1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる 事項を遵守すること。

ア~オ (略)

カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化 ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン(以下 票を、ロタウイルス感染症の定期接種については様式<u>第十</u>ロタウイルス感染症予防接種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式<u>第十一</u>新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、満 16 歳以上であって未成年である者に 対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接 種(<u>キャッチアップ</u>接種を含む。)及び日本脳 炎の定期接種については、各市町村の判断で、 本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を 確認することは差し支えない。この場合であっ ても、満16歳以上の者は保護者の同意は必要無 く、予防接種を受けるかどうかについて満 16歳 以上の者が自ら判断できることから、保護者の 意向により判断することなく、本人の同意の有 無によって接種の実施を判断するよう留意する こと。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の 自署が記載されていた場合であっても、本人が 接種を受けることを同意していることについて 明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は 不要である。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により 予防接種の実施に際して混同を来さないよう配 慮すること。

- (2) 作成した予診票については、風しんの第5期の定期接種、インフルエンザの定期接種及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。
- (3) (略)
- 10・11 (略)
- 12 接種時の注意
- (1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる 事項を遵守すること。

ア~オ (略)

カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化 ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン(以下 「5種混合ワクチン」という。)を使用する ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷 風及びHib感染症、沈降 20 価肺炎球菌結合 型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワク チンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、 ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイル ス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症及び乾燥組換え帯状疱疹 ワクチンを使用する帯状疱疹以外の予防接種にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

キ~シ (略)

ス 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯 状疱疹の予防接種にあっては、原則として上 腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。なお、 その際、臀部には接種しないこと。接種前に は接種部位をアルコール消毒し、接種に際し では、注射針の先端が血管内に入っていない ことを確認すること。同一部位への反復して の接種は避けること。

<u>セ</u> (略)

<u>ソ</u> キ、ケ、サ<u>、シ又はス</u>において、筋肉内注 射により行う場合には、注射針の先端が血管 内に入っていないことの確認の際、陰圧をか ける必要はないこと。

(2) (略)

13~18 (略)

- 19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保
- (1) ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び 新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病 (以下「特定疾病」という。) について、それ ぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者 (帯状疱疹以外の特定疾病にあっては当該特定 疾病にかかっている者又はかかったことのある 者、帯状疱疹にあっては当該疾病にかかってい る者、その他施行規則第2条各号に規定する者 を除く。) であって、当該予防接種の対象者で

「5種混合ワクチン」という。)を使用する ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷 風及びHib感染症、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コーナウイルス感染症以外の予防接種によりては、原則として上腕伸側に皮下接種によりでは、原則として上腕伸側に皮下接種によりでは、原則としての接種は避けること。

キ~シ (略)

(新設)

ス (略)

<u>セ</u> キ、ケ、サ<u>、又はシ</u>において、筋肉内注射 により行う場合には、注射針の先端が血管内 に入っていないことの確認の際、陰圧をかけ る必要はないこと。

(2) (略)

13~18 (略)

- 19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保
- (1) ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び 新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病 (以下「特定疾病」という。) について、それ ぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者 (当該特定疾病にかかっている者又はかかった ことのある者その他施行規則第2条各号に規定 する者を除く。) であって、当該予防接種の対 象者であった間に、(2) の特別の事情がある ことにより予防接種を受けることができなかっ

あった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間((3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。

(2)~(5) (略)

20~23 (略)

第2 各論

- 1 (略)
- 2 麻しん又は風しんの定期接種
- (1)対象者

ア・イ (略)

(削る)

(2) (3) (略)

(削る)

3 日本脳炎の定期接種

(1)~(3) (略)

(削る)

たと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間((3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。

(2)~(5)(略)

20~23 (略)

第2 各論

- 1 (略)
- 2 麻しん又は風しんの定期接種
- (1)対象者

ア・イ (略)

- ウ 風しんの第5期の予防接種は、原則、乾燥 弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、昭 和37年4月2日から昭和54年4月1日の間 に生まれた男性(風しんに係る抗体検査を受 けた結果、十分な量の風しんの抗体があるこ とが判明し、当該予防接種を行う必要がない と認められる者を除く。)に対し、1回行う こと。
- (2)・(3) (略)
- (4) 風しんの第5期の予防接種における休日・ 夜間における接種機会の確保

風しんの第5期の予防接種については、被接 種者の利便性向上の観点から、休日・夜間にお ける接種機会を確保するよう努めること。

- 3 日本脳炎の定期接種
- (1)~(3) (略)
- (4) 平成 29~令和6年度における予防接種の特 例に係る積極的な勧奨
 - ア 対象者

平成 29~令和 6 年度に 18 歳となる者 (平成 11 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに (4) (略)

4 (略)

5 小児の肺炎球菌感染症

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目での接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に 至るまでの間にある者

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種 については、標準的には生後12月までに27日 生まれた者)については、平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧 奨の差し控えにより、第 2 期の接種勧奨が十 分に行われていないことから、(3)の接種 方法に沿って、年度毎に 18 歳となる者に対し て予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

- イ 積極的な勧奨に当たって、個別通知を行う 際には、予防接種台帳を確認して予防接種を 完了していない者にのみ通知を行う方法又は 対象年齢の全員に通知した上で、接種時に母 子健康手帳等により残りの接種すべき回数を 確認する方法のいずれの方法でも差し支えな い。
- ウ 積極的勧奨の差し控えが行われていた期間 に、定期接種の対象者であった者のうち、第 1期接種(初回接種及び追加接種)を完了し ていた者に対しては、市町村長等が実施可能 な範囲で、第2期接種の積極的勧奨を行って 差し支えない。

(5) (略)

4 (略)

5 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、、当時間できること。また、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に 至るまでの間にある者

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接 種については、標準的には生後 12 月までに 27 以上の間隔をおいて3回、追加接種については 生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準 的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上 の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った 日以降において1回行うこと。ただし、初回接 種のうち2回目及び3回目の注射は、生後 24 月 に至るまでに行うこととし、それを超えた場合 は行わないこと。また、生後 12 月を超えて初回 接種のうち2回目の注射を行った場合は、初回 接種のうち3回目の注射は行わないこと。なお、 追加接種については、いずれの場合も実施可能 であること。

- (2)~(4) (略)
- (5) 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当た っては、同一の者には、過去に接種歴のあるワ クチンと同一の種類のワクチンを使用すること を原則とするが、ある回数投与した後に転居し た際、転居後の定期接種を実施する市町村にお いて、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種 しか実施していない等の理由により、原則によ ることができないやむを得ない事情があると当 該市町村長が認める場合には、沈降 15 価肺炎球 菌結合型ワクチンで接種を開始した者につい て、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降20価 肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支 えないこととする。ただし、アに掲げる方法に ついては、初回接種のうち2回目及び3回目の 注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、 それを超えた場合は行わないこと。また、生後 12 月を超えて初回接種のうち2回目の注射を行 った場合は、初回接種のうち3回目の注射は行 わないこと。イに掲げる方法については、初回 接種のうち2回目の注射は生後24月に至るまで に行うこととし、それを超えた場合は行わない こと。なお、追加接種については、いずれの場 <u>合も実施可能であること。</u>

ア~ウ (略)

- 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種(1)・(2) (略)
- (3) キャッチアップ接種については、令和6年

日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。また、初回接種のうち2回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと(追加接種は実施可能)。

- (2)~(4) (略)
- (5) 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。

ア~ウ (略)

- 6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種(1)・(2) (略)
- (3) キャッチアップ接種の実施に当たっては、

度の夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上接種している者について、当該期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設けることとしている。当該経過措置の実施に当たっては、次のことに留意すること。

ア 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に<u>少なくとも1回以上接種した、</u>平成9年4月2日から<u>平成21年4月1日</u>までの間に生まれた女子を対象者とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で実施すること。

イ 3年間の期間中に1回又は2回のワクチン接種歴があり、やむを得ず標準的な接種方法を取ることができずに、接種を中断していた者については、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目又は3回目)を行うこと。

ウ (略)

(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以

次のことに留意すること。

ア 令和4年4月1日から令和7年3月31日 までの3年間の期間中に<u>実施し、</u>平成9年4 月2日から<u>平成18年4月1日</u>までの間に生ま れた女子を対象者とすること。

また、期間中に定期接種の対象から新たに 外れる世代(平成 18 年4月2日から平成 19 年4月1日までの間に生まれた女子及び平成 19 年4月2日から平成 20 年4月1日までの 間に生まれた女子) についても、順次、対象 者とすること。

なお、過去に1回又は2回のワクチン接種 歴があり、長期にわたり接種を中断していた 者についても、接種間隔にかかわらず、対象 者とすること。その際、接種を初回からやり 直すことなく、残りの回数の接種(2、3回 目又は3回目)を行うこと。

(新設)

イ (略)

(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以

上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行うこと。上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。

(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。

- (6) (7) (略)
- (8)過去に接種したヒトパピローマウイルス様 粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を 実施する医療機関の医師と被接種者とで十分 に相談した上で、接種するワクチンの種類を選 択すること。この場合、結果として、異なる種 類のワクチンが接種される可能性があるため、

上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔 をおいて1回行うこと。

キャッチアップ接種においては、1回目の 注射から行う場合は、前段の方法により接種 を行うこと。2回目の注射から行い、当該方 法をとることができない場合は、1回目の注 射から1月以上の間隔をおいて2回目を行っ た後、1回目の注射から5月以上、かつ2回 目の注射から2月半以上の間隔をおいて3回 目を行うこと。3回目の注射から行う場合は、 上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、 可能な限り速やかに行うこと。

(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。

<u>キャッチアップ接種においては、1回目の注射から行う場合は、前段の方法により接種を行うこと。2回目の注射から行い、当該方法をとることができない場合は、1回目の注射から1月以上の間隔をおいて2回目を行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて3回目を行うこと。3回目の注射から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。</u>

- (6) (7) (略)
- (8) <u>キャッチアップ接種において、</u>過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接

同一の者が異なるワクチンを接種した場合の 安全性、免疫原性及び有効性についても、十分 な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワ クチンの種類が不明である旨が予診票に記載 されていることを確認すること。

(9)~(12)(略)

7~11 (略)

- 12 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、 (1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの 方法で、毎年度 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま での間で各市町村が設定する期間に 1 回行うこ と。
- (1) (略)
- (2)接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア コロナウイルス(SARS—СoV—2) RNAワクチン(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬 品医療機器等法」という。)第14条の承認 を受けたオミクロン株JN. 1系統対応1 価ワクチン)を1回筋肉内に注射するもの とし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方 法。

イ~オ (略)

13 帯状疱疹の定期接種

帯状疱疹の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で行うこと。ただし、(1)イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。

(1)対象者

ア 65歳の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免 <u>疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生</u> 活がほとんど不可能な程度の障害を有する もの 種される可能性があるため、同一の者が異なる ワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及 び有効性についても、十分な説明を行うこと。 さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明 である旨が予診票に記載されていることを確認 すること。

(9)~(12)(略)

7~11 (略)

- 12 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、 (1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの 方法で、毎年度 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま での間で各市町村が設定する期間に 1 回行うこ と。
- (1) (略)
- (2)接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア コロナウイルス(SARS—CoV—2) RNAワクチン(令和3年2月 <u>24 日</u>にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬 品医療機器等法」という。)第14条の承認 を受けたオミクロン株JN. 1系統対応1 価ワクチン)を1回筋肉内に注射するもの とし、接種量は、0.3ミリリットルとする方 法。

イ~オ (略)

(新設)

(2)接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。 ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用する場合 は、1回皮下に注射すること。

イ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する 場合は、2月以上、標準的には2月の間隔 をおいて2回筋肉内に注射すること。当該 方法をとることができない場合でも1回目 の接種から6月までに2回目の接種を完了 することが望ましい。

また、(1)に掲げる者のうち、疾病又は 治療により免疫不全である者、免疫機能が 低下した者又は免疫機能が低下する可能性 がある者等で、医師が早期の接種が必要と 判断した者に対し、乾燥組換え帯状疱疹ワ クチンを使用する場合は、1月以上の間隔 をおいて2回筋肉内に注射しても差し支え ない。

(3)対象者から除外される者

- ア これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを 1回接種したことのある者であって、帯状 疱疹の予防接種を行う必要がないと認めら れるもの
- イ これまでに、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であって、 帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認 められるもの
- (4)帯状疱疹の定期接種の対象者となる前に、 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを1回接種した ことのある者は、医師の判断に基づき、以降の 接種を(2)イに準じて行うこと。
- (5)帯状疱疹の予防接種に当たっては、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを定期接種として接種した後、乾燥弱毒生水痘ワクチンを定期接種として受けることはできないこと。
- (6) 政令第6条の規定による周知を行うにあっては、予防接種台帳等を活用し、既に帯状疱疹に係る定期の予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管

理・保存するよう努めること。

(7)接種歴の確認

帯状疱疹の予防接種を行うに当たっては、予 診票により、当該予防接種の接種歴について確 認を行うこと。

(8)対象者の経過措置

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、(1)アの対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とすること。また、これに加えて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、令和7年3月31日において100歳以上の者も対象者とすること。